

返戻金制度に関して

当社の有料職業紹介事業における提供サービスにおいて、求人者より受領した手数料は以下条件に基づいた返戻金制度を設けております。

手数料の対象となった当該求職者が早期に退職した場合は、以下割合に基づき手数料の一部を返戻致します。ただし求人者が労働基準法違反によりやむを得ず労働者が退職に至った場合は返戻金を適用致しません。

入社日から起算して1 ヶ月以内 80%相当額

入社日から起算して1 ヶ月を超え3 ヶ月以内 30%相当額

入社日から起算して3 ヶ月を超え6 ヶ月以内 10%相当額

なお返戻金制度は、求人者と締結した契約書に定めた料率を適用致します。